

## 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定23食産第4049号  
平成24年4月20日  
農林水産事務次官依命通知

改正	平成25年	2月26日	24食産第5339号
改正	平成25年	5月16日	25食産第357号
改正	平成26年	2月6日	25食産第4144号
改正	平成26年	4月1日	25食産第4492号
改正	平成27年	2月3日	26食産第3801号
改正	平成27年	4月9日	26食産第4354号
改正	平成27年	8月20日	27食産第1514号
改正	平成28年	1月20日	27食産第4379号
改正	平成28年	4月1日	27食産第5496号
改正	平成28年	10月11日	28食産第2904号
改正	平成29年	3月31日	28食産第5497号
改正	平成30年	3月29日	29食産第5463号
改正	平成31年	3月29日	30食産第5163号
改正	令和2年	3月31日	元食産第5790号
改正	令和3年	3月29日	2食産第6758号

### 第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

本事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

### 第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

### 第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

### 第4 事業の実施

採択基準については、食料産業局長、生産局長又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

### 第5 事業実施計画

#### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

#### 2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

## 第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

## 第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

## 第9 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところによる申請、報告等（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（共通申請サービス、以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができるものとする（別表1のIの1の（2）の1及び2並びに（3）の1の事業に限る。）。  
ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、食料産業局長等が別に定めるところにより、添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げないものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、食料産業局長等が別に定めるところによる様式の定めにかかわらず、システムにより所要の事項を入力した電磁的記録によるものとする。
- 3 事業承認者は、第1項の規定により申請等が行われた事業実施主体に対する通知等については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができるものとする。

## 第10 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルローズ利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>I 農山漁村 6次産業 化対策事 業</p> <p>1 6次産業 化の推進</p> <p>(1) 6次産業 化中央サ ポート事 業</p> <p>(2) 持続可能 な循環資 源活用総 合対策事 業</p>	<p>1 6次産業化中央サポートセンター事業 6次産業化都道府県サポートセンター等を全国的な視 点で支援するため、6次産業化中央サポートセンターを 設置し、民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う。</p> <p>2 外食・中食等における国産食材活用促進事業 外食・中食産業において地場産食材及びジビエの活用 を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化 を図るため、産地懇談会の開催、情報受発信体制の整備 等を行う。</p> <p>1 循環資源活用対策事業 (1) 地域資源活用展開支援事業 未利用資源の再生可能エネルギー利用を目指す農林 漁業者及び地方公共団体等の機運醸成に向けた相談対 応及び出前指導や、地域が主体となった地域内活用 に向けた体制構築の取組、バイオマス産業都市における 先進的な事例並びにノウハウを体系化し情報をシェア リングできる取組を支援する。</p> <p>(2) 営農型太陽光発電システムフル活用事業 営農型太陽光発電で発電した電気を自らの農業経営 の高度化に利活用するモデルの構築に向け、営農型太 陽光発電設備下部で電動農業機械や環境制御装置等 を使用し、又は発電設備を営農に活用する取組の実証調 査を実施し、その電気の利活用に当たっての課題解決 に向けた検討を行う。 また、実証調査の結果を踏まえ、電気を自家利用す る農業者向けの手引きの素案を作成する。</p> <p>(3) 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業 事業系食品廃棄物の下水処理場バイオガス化施設へ の導入に向けた実証調査等を行い、食品廃棄物のエネ ルギー利用としての課題解決に向けた検討を行う。</p> <p>2 食品ロス削減等推進事業 (1) 納品期限の見直し事業 納品期限の見直しに取り組む企業の拡大に向けた検 討、調査研究等を行う。</p>	<p>1 食料産業局長が 別に定める者から 公募により選定さ れた団体</p> <p>2 事業の内容欄に 掲げる3を除く事 業については食料 産業局長が別に定 める者から公募に より選定された団 体 3については食 料産業局長が別に 定める者から公募 に応募した団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業	<p>(2) 適正発注の推進事業 販売機会の損失を防ぐための措置と食品ロスの関連性について、ヒアリングを中心とした実態調査を行い、適正在庫等の分析を行う。</p> <p>(3) 優良者表彰の開催事業 食品産業の持続可能な発展に向けた優良な取組について表彰を行う。</p> <p>(4) フードバンク活動マッチング支援事業 フードバンク活動における、食品関連事業者の供給情報と受入側の需要情報等を一元的に管理できるマッチングシステムの実証・構築を行う。</p> <p>(5) 寄附金付き未利用食品モデル構築事業 食品産業から発生する食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減につながる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を行う。</p> <p>3 ASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業 食品残さの飼料化事業者において新基準に対応した施設が整備されるまでの間、食品関連事業者が一時的に別の飼料化事業者へ処理を依頼する際の掛かり増しの経費を支援する。</p> <p>1 食品産業プラスチック資源循環対策事業 使用済みPETボトルについて、新たなリサイクルモデルの構築を行う。</p> <p>2 漁業における海洋プラスチック問題対策事業 漁業系海洋プラスチックごみ削減対策事業 漁業・養殖用プラスチック資材の使用量削減方策、漁業系廃棄物計画的処理推進指針を踏まえた廃棄物の適正処理及び削減方策の検討・普及、生分解性プラスチック製漁具の開発等を支援する。また、新たに技術を導入して行う漁業系プラスチックごみ削減若しくは適正処理の推進方策に関する漁業関係者も含めた地域での意見交換又は漁業関係者への普及を支援する。</p> <p>3 農畜産業プラスチック対策強化事業 (1) 施設園芸における廃プラスチック対策の推進事業 廃プラスチックの排出抑制、循環利用の促進のための新たな技術や手法の実証及び実証の方向性を定め、成果を検証する検討委員会を行う。</p> <p>(2) 生分解性マルチ導入の推進事業 生分解性マルチの利用を進めるため、生産現場での生分解性マルチの耐久性や強度に関する現地実証・普</p>	<p>3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>4 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>5 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>2 流通・加工構造の改革</p> <p>(1) 食品等流通持続化モデル総合対策事業</p> <p>ア 持続的サプライチェーン・モデル確立事業</p> <p>イ 食料品アクセス問題への取組支援事業</p> <p>ウ 農産物等物流業務効率化推進事業</p> <p>II 農山漁村6次産業化対策地方公共団体事業</p> <p>1 6次産業化の推進</p> <p>(1) 6次産業化都道府県サポー</p>	<p>及啓発を行う。</p> <p>(3) 畜産廃プラスチック削減対策推進事業  廃プラスチック対策の推進に向けた基礎を構築するため、サイレージ用ラップフィルムの適切な使用方法に係る実証・普及啓発を行う。</p> <p>食品等流通の合理化・高度化を図るため、サプライチェーン全体のデータ連携システムの構築、コールドチェーンの整備及びICTを活用した業務の省力化・自動化等による持続的な食品流通モデルを実現する。</p> <p>食料品アクセス問題を抱えている地域において、安定した食料品供給の実現を前提として、民間団体等が地方公共団体や地域の関係者と連携し、効果的な取組を導入するために必要な調査・実証等を行う。</p> <p>園芸作物の物流の効率化を図るため、鉄道・船舶へのモーダルシフト、共同配送体制の構築、高品質な冷蔵技術等の新たな流通技術・方式等の導入及びや出荷規格の簡素化により、トラック輸送の逼迫等に対応した流通プラットフォームを構築する。</p> <p>1 関係機関との連携を確保したサポート機関事業  6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善戦略の作成及び実行を支援するため、都道府県段階に</p>	<p>6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>8 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>9 都道府県</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
ト事業	と連携の下で行う支援体制の整備を行う。	



別表2（第5関係）

## 農山漁村6次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
<b>I 農山漁村6次産業化対策事業</b>	
6次産業化中央サポート事業の事業実施主体	食料産業局長
持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち循環資源活用対策事業の事業実施主体	食料産業局長
持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち食品ロス削減等推進事業の事業実施主体	食料産業局長
持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち食品産業プラスチック資源循環対策事業の事業実施主体	食料産業局長
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち漁業における海洋プラスチック問題対策事業の事業実施主体	水産庁長官
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち農畜産業プラスチック対策強化事業の事業実施主体	生産局長
食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち持続的サプライチェーン・モデル確立事業の事業実施主体	食料産業局長
食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち食料品アクセス問題への取組支援事業の事業実施主体	食料産業局長
食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち農産物等物流業務効率化推進事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	生産局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
<b>II 農山漁村6次産業化対策地方公共団体事業</b>	
6次産業化都道府県サポート事業の事業実施主体	
地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県	地方農政局長

事業実施主体の区分		事業承認者
	北海道	北海道農政事務所長
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。